

## 建設工事の入札における「詳細な工事費内訳書」の提出について

令和3年6月22日

今治市契約課

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正され、建設業者は入札の際に入札金額の内訳を提出することが義務付けられました。

本市におきましても、「建設工事の入札における工事費内訳書の提出について（平成27年3月31日今治市契約課）」により、平成27年4月1日から全ての案件について入札の際に工事費内訳書の提出を求めています。建設工事等に係る談合等不正行為及びダンピング受注の防止の徹底、並びに工事費積算能力のさらなる向上等を図るために、下記により取り扱うこととしましたので、お知らせします。

### 記

- 1 適用時期 令和3年6月23日から入札する工事から適用
- 2 対 象 「詳細な工事費内訳書」を求めている工事の入札案件（随意契約を含む。）のうち、開札後から落札決定までの間に必要に応じて契約課から「詳細な工事費内訳書」の提出を求める場合がある。
- 3 提出時期及び提出方法  
「詳細な工事費内訳書」の提出を求める際に指示する日時及び方法による。  
※ 指示した日時までに「詳細な工事費内訳書」の提出がないとき、又は適切な積算が確認できないときは、入札を失格とする場合があるので注意すること。